

4月1日から障害保健福祉サービスが変わります

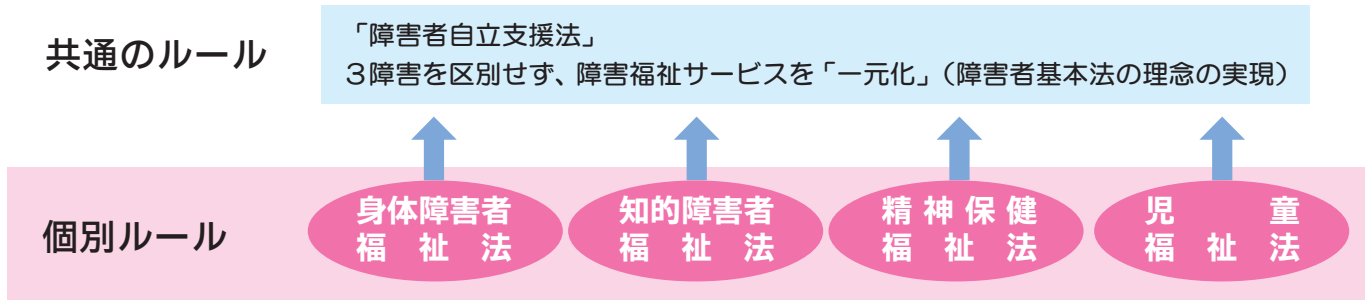
～すべての人が安心してくらすことのできる地域社会をめざして～

「障害者自立支援法」が成立し、平成18年4月から新しい制度が始まることになりました。

『障害者自立支援法』は、共生社会をめざす、あたらしい障害保健福祉制度をかたちづくるものです。障害のある方が自分らしく自立した生活がおくれるような地域社会の実現をめざします。

共通ルール

「障害者自立支援法」は、障害の種別や年齢をこえた共通のルールです。



自立支援サービス

自立支援給付を中心に、地域での自立と安心を支えるサービスづくりをします。

